

令和7年度 いじめ問題調査委員会資料

千代田区教育委員会事務局

令和8年2月

令和7年度 いじめについて（千代田区教育委員会指導課）

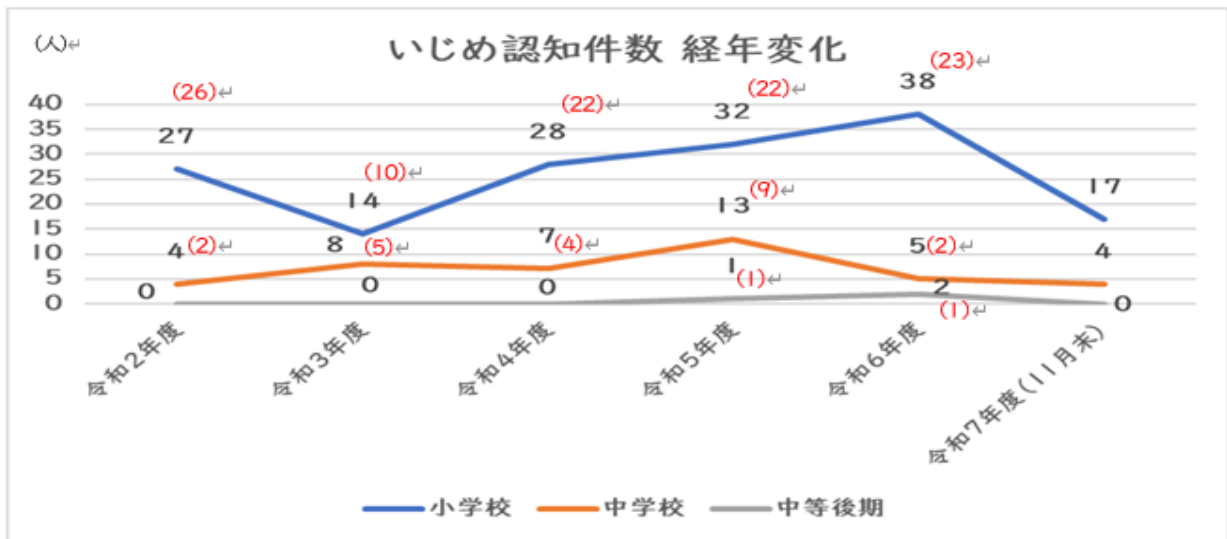
1 千代田区立学校におけるいじめ

(1) いじめ認知件数

※令和7年度 本区在籍児童生徒数 4,358人 小学校→3,239人 中・中等教育学校→1,119人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (11月末)
件数	31件	22件	34件	46件	45件	21件

(2) 経年変化



「千代田区いじめ防止等のための基本方針」におけるいじめ解消の定義は「いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月を目安)継続していること」「被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと」となっていて、謝罪等をもって安易な解消としないようにしている。なお、いじめの解消の認知については、担任や校長、SC等による本人及び保護者へのヒアリングを定期的に行うとともに、各学校実施のいじめアンケートや学校生活アンケート(WEBQU)の結果等を踏まえ総合的に判断している。

なお、いじめ重大事態の発生件数は令和5年度(小2件、中・中等0件)、令和6年度(小1件、中・中等1件)、令和7年度7月末時点(小2件、中・中等1件)である。

※()の数字は解消件数

【特徴】

いじめの認知件数は、令和4年度から全体的に増加傾向である。各校がいじめの早期発見・早期解決に向け、軽微な事案についても積極的にいじめと認知していることが要因と考えられる。

【今後に向けて】

- ◆いじめ及びいじめの重大事態について周知・徹底(いじめ重大事態のガイドライン・いじめ総合対策(第三次))
- ◆千代田区いじめ方針の改訂
- ◆各校の学校いじめ防止基本方針の見直し及び改訂

2 千代田区のでいじめ対策事業について

※別紙①参照

3 いじめの詳細について

(1) 令和3～6年度 いじめ発見のきっかけ(複数回答)

	R3	R4	R5	R6
学級担任が発見した	2	2	4	8
学級担任以外の教職員が発見した	0	0	3	4
養護教諭が発見した	0	0	1	0
SC等の相談員が発見した	0	1	0	1
アンケート調査など学校の取組から発見した	0	2	0	3

本人からの訴え	6	8	14	16
当該児童生徒(本人)の保護者からの訴え	11	17	19	19
児童生徒(本人を除く)からの情報	1	1	2	1
保護者(本人の保護者を除く)からの情報	1	4	0	1
地域の住民からの情報	0	0	3	0
学校以外の関係機関(相談機関を含む)からの情報	0	0	0	0
その他(匿名による投書など)	0	0	0	0

(2) 令和3~6年度 いじめの態様(複数回答)

	R3	R4	R5	R6
冷やかしかからかい、悪口や嫌なことを言われる。	15	25	34	27
仲間はずれ、集団による無視をされる。	2	3	3	5
軽くぶつかられたり遊ぶふりをしてたたかれたり蹴られたりする	6	10	11	6
ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする	6	9	5	6
金品をたかられる	0	0	0	0
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	4	1	2	1
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	4	0	3	0
パソコンや携帯電話で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる	0	2	4	2
その他	1	3	5	8

(3) 令和3~6年度 いじめの児童生徒への特別な対応(複数回答)

	R3	R4	R5	R6
SC等の相談員がカウンセリングを行った	1	3	3	8
校長、教頭が指導した	7	12	22	14
別室で授業を行った	2	0	0	2
年度途中で学級替えをした	1	1	0	1
退学・転学	2	0	0	0
停学	0	0	0	0
出席停止	0	0	0	0
自宅学習・自宅謹慎	0	0	1	2
訓告	0	0	1	0
保護者への報告	17	28	38	24
いじめられた児童生徒やその保護者に対する謝罪の指導	13	12	22	22
関係機関等との連携	3	2	4	10

(4) 令和3~6年度 いじめられた児童生徒への特別な対応(複数回答)

	R3	R4	R5	R6
SC等の相談員が継続的にカウンセリングを行った	3	9	11	9
別室の提供や常時教職員が付くなどして、心身の安全を確保した	11	18	20	14
緊急避難として欠席させた	1	0	1	2
学級担任や他の教職員等が家庭訪問を実施した	2	0	2	0
年度途中で学級替えをした	0	1	0	0
当該いじめについて、教育委員会と連携して対応した	9	6	3	2
児童相談所等の関係機関と連携して対応した(健サガも含む)	3	1	1	0
関係機関との連携 ※令和6年度からの新規項目				2

※警察等の刑事司法機関との連携1件、地域の人材や団体等との連携1件

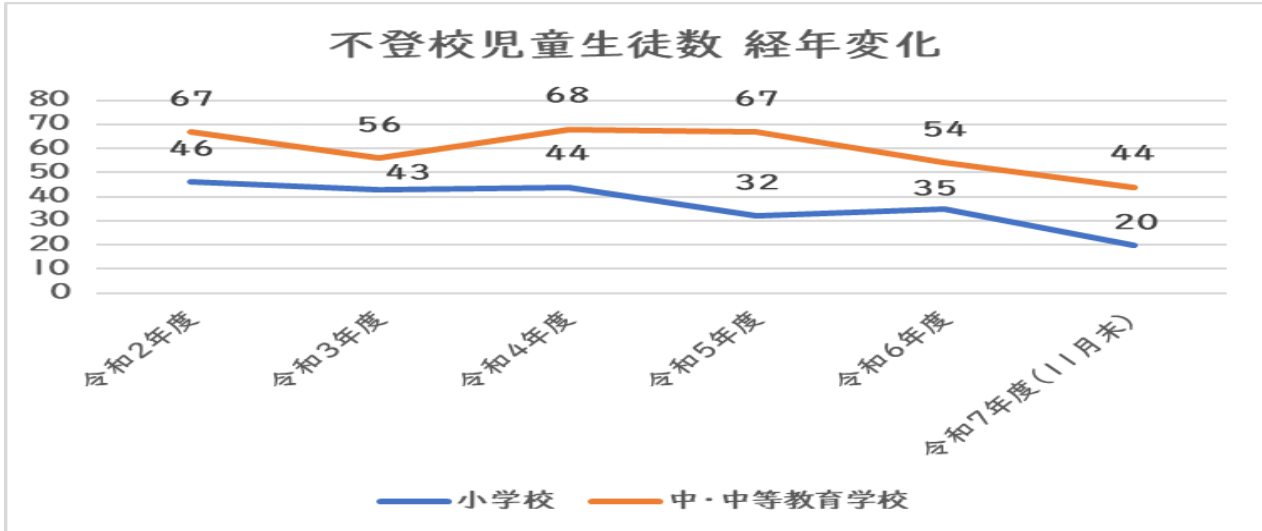
令和7年度 不登校について（千代田区教育委員会指導課）

1 千代田区立学校における不登校

文部科学省の調査では、不登校児童生徒とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義している。

(1) 経年変化

※令和7年度 本区在籍児童生徒数 4,358人 小学校→3,239人 中・中等教育学校→1,119人



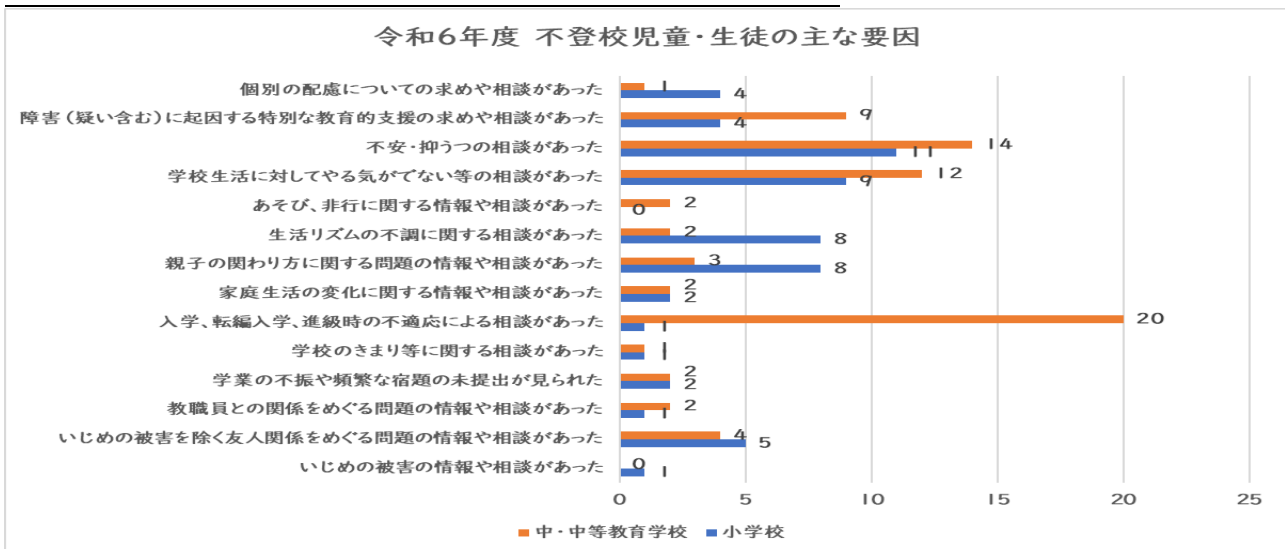
【特徴】

不登校児童生徒数は、令和4年度から全ての学校種において減少傾向である。

(2) 不登校出現率

校種		出現率						
		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
小	全国	0.7	0.8	1.0	1.3	1.7	2.1	2.3
	東京都	0.74	0.88	1.06	1.33	1.78	2.21	2.22
	千代田区	1.15	1.70	1.49	1.34	1.33	0.81	1.06
中・中	全国	3.7	3.9	4.1	5.0	6.0	6.7	6.8
	東京都	4.33	4.76	4.93	5.76	6.85	7.8	7.68
	千代田区	2.96	2.68	5.39	4.39	5.76	5.96	4.75

2 令和6年度 不登校児童・生徒の主な要因(複数回答あり)



3 千代田区の不登校対策事業について

※別添①参照

①校内教育支援センター(スペシャルサポートルーム)

【成果】

- ・SLS(スクールライフサポーター)を小学校2名、中学校に1名配置しており、担当者が固定されたことにより、落ち着いて対応することが可能となった。子どもたちも安心して通室することができる。
- ・各校、実態に即し、弾力的に運用を進めているため、不登校または教室不適應の子どもたちの居場所となっている。

【課題】

- ・不登校の子どもへの柔軟な対応が難しい教員がいることも事実であり、利用する時間を限定してしまうことがあること。
- ・保護者から利用の相談があっても管理職に情報が共有されず、担任が利用可否について判断してしまうケースがある。

②はくちょう教室

【成果】

- ・適応指導員を4名体制(教員経験者2名、心理職2名)で行っているため、専門性を活かした個別の支援を充実することができる。
- ・年間2回(7月と12月)のはくちょう教室通室児童・生徒に関する情報交換会を行い、学校と共通認識のもと支援を行うようにしている。

【課題】

- ・長期休業中のみならず、日頃からの学校との情報共有をより密にしていくこと。
- ・通室している児童・生徒の同教室での活動についてより学校・担任が関わっていくこと。

③バーチャル・ラーニング・プラットフォーム(VLP)

【成果】

- ・明確な成果としてはまだ把握できていない。

【課題】

- ・VLP を楽しい空間にするため、学習よりも「遊び」「楽しいこと」をメインにした空間づくりを目指し、産学官連携を充実させていく。

④フリースクール等民間施設との連携

【成果】

- ・フリースクール等民間施設と指導課との連絡会を3回開催、今後の連携の方向性や互いの活動や事業について情報共有を行っている。
- ・指導課のみならず関係機関との連携を高めるため2月に SC 連絡会にフリースクール等民間施設等の代表者を招聘して情報共有を行う。

【課題】

- ・学校とフリースクール等民間施設との連携が十分ではない。
- 今後、フリースクール等民間施設と学校との連絡会も計画していく。